

Ⅲ-1 長野市中小企業振興資金融資制度 (主なもの)

資金名	融資対象者	資金用途	融資限度額
一般事業資金 ※3	建物の新增改築及び機械等取得資金を必要とする方 (投機目的による土地のみの取得は不可) (設備については、あらかじめご相談ください)	設備	1億円
	長期運転資金を必要とする方	運転	3,000万円
特別小口資金	従業員20人 (商業・サービス業は5人) 以下の方で保証協会の保証残高が8,000万円を超えない方	設備・運転	1,250万円
小口零細企業保証資金	従業員20人 (商業・サービス業は5人) 以下の方で保証協会の保証残高が2,000万円を超えない方 ※詳細は商工会へご相談ください。	設備・運転	2,000万円
経営安定特別資金	経営の安定に支障が生じている中小企業者等 ①経営安定対策 ②関連倒産防止対策 ※詳細は商工会へご相談ください。	運転	5,000万円
	緊急借換え資金	再借換え資金を必要とする方 (借入残高に限る)	運転
経営基盤強化資金	①現在の事業と異なる事業分野に進出又は事業転換を行おうとする方 ②先端技術の導入等により業務の合理化、事業の拡大を図ろうとする方 ③中小企業新事業活動促進法の承認を受けた計画に従って経営革新のための事業を行なう方 ④商品又は事業者自身の信用・価値を高めるための資格・認証の取得や計画策定、又それらを利用し事業展開を行う方 ⑤外部組織との連携により従業員の育成を図る方 ⑥事業継承による経営の維持を行う方	設備	8,000万円
		運転	2,000万円 ※1
創業支援資金	新規開業予定者及び新規開業者で事業の実施のために資金を必要とする方 個人で新しい事業を開始する場合は商工会等の経営指導員による経営指導を受ける必要があります。 (個人の新規開業予定者の融資限度額は、設備・運転合計で3,500万円以内。ただし、2,000万円を超える額については同額の自己資金を要する。詳細は商工会へご相談ください。)	設備	3,000万円
		運転	1,500万円
新事業創出支援資金	①市・県・国等のものづくり研究開発に係る補助金等の申請をした事業を行う方 ②ものづくりに係る研究開発の計画について、市の審査を受けた方	設備	1,000万円
		運転	500万円 ※1
研究開発資金	①ものづくりに係る研究開発の成果を事業化・製品化する方 ②ものづくりに係る新技術・新製品の研究開発を行う方	設備	8,000万円
		運転	2,000万円 ※1
環境対策資金	温暖化効果ガス排出量の削減対策・土壌汚染対策・環境保全対策を講じる方	設備	1億円
		運転	2,000万円 ※1
市内進出支援資金 ※4	市外において1年以上の事業実績があり、かつ市内に初めて事業所等を設ける方	設備	1億
		運転	5,000万円
特別運転資金	短期運転資金を必要とする方	運転	500万円

◎長野県信用保証協会の保証料については、長野市から一部もしくは全部の補給(補助)があります。(4月1日現在)

融資期間	返済方法	利率(年)	保証人	担保	申込先
10年	月賦 (据置期間1年)	1.9%	原則として、法人の代表者以外は不要	必要に応じて徴する	商工会
5年	月賦 (据置期間6ヵ月)	2.0%			
設備7年 運転5年	月賦 (据置期間 設備1年 運転6ヵ月)	1.5%		原則徴しない	
7年	月賦 (据置期間 1年)	1.7%			
7年 (借換えに限り9年)	月賦 (据置期間1年)	①1.8% ②1.8%		必要に応じて徴する	
10年	月賦 (据置期間1年)	1.8%			
12年	月賦 (据置期間1年)	1.7%		必要に応じて徴する	
5年					
10年	月賦 (据置期間1年)	1.1%		必要に応じて徴する 創業等関連保証、創業関連保証を利用できる場合は、原則3,500万円まで無担保	
5年					
7年	月賦 (据置期間1年)	1.5% ※2		必要に応じて徴する	
5年					
12年		1.5%			
5年					
10年		1.9%			
5年					
15年	1.4%				
5年					
6ヵ月	分割返済	1.9%		金融機関	

※1 設備と運転を併用する場合の融資限度額は合計で設備の金額。融資期間は設備運転各々。
 ※2 新事業創出支援資金は所定の条件を満たした場合、支払った利子を年度毎に市が全額補給します。
 ※3 一般事業資金(設備)の長野県信用保証協会に対する保証料は平成30年度に限り全額長野市から補給(補助)があります。
 ※4 市内進出支援資金の長野県信用保証協会に対する保証料は全額長野市から補給(補助)があります。